

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

- | | |
|--|--|
| 1. 対象期間 | 2025年6月1日～2026年5月31日 |
| 2. 派遣労働者の数 | 6名 |
| 3. 派遣先の数 | 3社 |
| 4. マージン率等 | <ul style="list-style-type: none">・マージン率(小数点第2位以下を四捨五入) 47.7%・マージンに含まれる費用<ul style="list-style-type: none">①法定福利費(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分)②福利厚生費(退職金積立保険料、生命保険料、業務災害保険料、健康診断費用、社員親睦費用、他)③有給休暇費用(年次有給休暇取得にかかる賃金)④会社運営経費(人材募集費用、教育訓練費用、事業所維持費用、就業管理費用、営業費用、他)⑤営業利益(上記費用を差し引いた利益) |
| 5. 教育訓練に関する事項 | 入職時教育(ビジネススキル研修、技術研修、安全衛生等)
年次教育(情報セキュリティ、階層別技術研修等)
人材育成研修(新入社員研修、リーダー研修、管理職研修等) |
| 6. 派遣労働者の賃金平均額 | 25,316円(8時間相当) |
| 7. 派遣料金の平均額 | 48,398円(8時間相当) |
| 8. 法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無 | 締結有 |
| 9. 法第30条の4第1項の労使協定対象派遣労働者の範囲及び協定の有効期間の終期 | 【範囲】: 派遣先でソフトウェア業務に従事する従業員
【有効期間の終期】: 2027年3月31日 |
| 10. その他派遣事業の業務に関する事項 | 【加入保険】 (国) 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
(民間) 退職金積立保険、業務災害総合保険、
死亡保障・入院特約定期保険

【制度等】 慶弔規定、永年勤続表彰制度、
育児・介護休業制度
OCS(大阪市中心企業勤労者福祉サービス)加入
T-PEC(24時間電話健康相談、介護相談、
メンタルケアカウンセリングサービス)加入
社員旅行制度 |

以上